

日本年金機構運営評議会（第33回）議事要旨

1. 開催日時 平成30年7月13日（金）12時30分～15時00分
2. 場 所 AP東京八重洲通り 7F Q+R会議室
3. 出席委員 菊池座長、石谷委員、和泉委員、植西委員、嵩委員、戸田委員、平川代理委員（南部委員代理人）、平塚委員（8名）
4. 議題
 - ① 座長の選任について
 - ② 日本年金機構における業務委託等の見直しについて
(これまでの経緯、「日本年金機構における業務委託のあり方等に関する調査委員会報告書」の概要、それを踏まえた対応状況、業務改善命令について)
 - ③ 平成29年度業務実績報告書等
5. 意見概要 （○：委員意見 ●：機構からの説明）

[議題①]

座長の選任について

はじめに、委員の互選により菊池委員が座長に選任された。その後、菊池座長により牧嶋委員が座長代理に指名された。

[議題②]

日本年金機構における業務委託等の見直しについて

(これまでの経緯、「日本年金機構における業務委託のあり方等に関する調査委員会報告書」の概要、それを踏まえた対応状況、業務改善命令について)

○ 現在、企業内だけで人材を確保し業務を行うことは難しく、多くの企業で業務を外部へ委託している。その流れで年金機構も委託を行ってきた中で起きた事案であり、残念に思っているが、現在機構ではどのような業務をアウトソーシングしているのか、その業務内容一覧をいただきたい。

また、説明では、「落札価格が予定価格の75%であったが、低入札価格調査の基準値を超えていたため調査を行わなかった」とあったが、私なりにこの問題を考え、単価の算出方法が問題だったのではないかと考えている。

今後インハウスで行うことは、方向性として間違っていないと考えている。しかし、インハウスでは施設・設備等から全て機構側で用意する必要があり、フルアウトで行うより経費が増えるのではないか。この点について、機構の考え方をお聞きしたい。

- アウトソーシング事業としては、大きいところで市場化テストとして国民年金納付督励事業、バックオフィスなどがあり、後程一覧を提出させていただきたい。

経費の問題であるが、本事案の業務内容がデータ入力であったので、人件費を重視して予定価格を設定したが、最低価格落札方式であったため、人件費を低く設定する方が落札しやすくなるという傾向があったと考えている。

コスト比較という点では、委員のご指摘通り、インハウスでは設備投資で一定程度のコストがかかると認識しているが、今回のように一旦事案が起きた時の後処理経費や国民の皆様へ迷惑をおかけしたことなどを考慮すべきと考えている。しかし、保険料財源から対応していることに鑑み、インハウス化するにしても効率化を図りつつコスト削減する方向で検討を進めている。

- 事案が起きてからの諸経費等を考えて、私自身もインハウスの考え方賛同している。

その理由として、業者が今回のような大規模な事業を請け負った際には、資本を投下して設備と人を確保する必要があるが、その事業を、次も請け負えなければ、その資本投下が無駄になり、経営が不安定になる。そのため、委託する側は委託先の経営状態も確認する必要があるが、インハウスにすれば、人の確保だけを考慮すればよいからだ。

最近は委託業務が請け負えなくなった場合は、再委託等もやむを得ないという流れがある。その場合も、3者契約もしくは新たな業者との契約を結ばなければならない。その点、インハウスであれば、機構側は人の管理だけとなるので問題ないと思われる。

- S A Y企画の規模はどのくらいだったのか。

- 通常は、数十人が専従。今まででは数十万円～三千万円弱の業務を委託していた。現在は、事業を廃止し精算に入っている。

- 今まで企業規模相応の業務を請け負っていたのが、大きな規模の業務を引受けたため、今回の事態になったということか。

幾つかの調達審査業務に携わった経験から話させていただくと、業者選定審査の際には社名を伏しているので、どのくらいの規模の業者なのかわからず、本当に再委託を行わずに、自社で業務を遂行できるのか不明なまま審査をしていることが多い。このため、リスク管理が不十分だったと報告書に記載があるが、本事案の最初の審査段階で、請け負うことができない業者だったと分かったのかは疑問である。

また、現在は景気が上向きになり、単価が上昇し人手不足の状態になってきているので、機構のみならず、応札業者が減少し選ぶことが難しい状況である。

中小企業にとっての公の仕事に従事する意味は、「使命感や社会貢献の喜び」、「信用、実績づくり」、「継続的に安定して受注があること」があげられる。

自身の経験からすると、公の業務であればあるほど入札条件が厳しいことや、応札までの準備期間が短いことから、コストの負担がかなり生じる。このため、「最先端の情報に接することができる」などメリットがなければ、応札しないのが実情ではないか。

機構の業務を複数行うことが業者実績に繋がるなどのメリットがないと、応札業者を増えないのでないか。また、業者に応札可能かを考える余地を与えるためにも、入札までの準備期間を十分に設定するようにしていただきたい。

次に、2点確認をしたい。

1点目は、資料に記載があった「必要に応じた調達単位の適切な分割」について、複数の会社に請け負わせることがよいのか、それともノウハウを蓄積させるためにも1者応札にするのがよいのか、どちらの方向性なのかを、具体的にお聞かせいただきたい。

2点目は、既に外部委託契約している分について調査を行っているのか、お聞かせいただきたい。

- 1点目の質問については、まず、本件については、RFI（情報提供依頼）をした際には、一括で可能であると複数から回答を得ていたが、実際入札したのは、1者だった。このため、入札に参加しなかった業者に理由を聞いたところ、「調達単位が大きすぎた」との回答があった。

調達単位については、調達案件毎に考えていく必要があると考えております、その点も含め、報告書でも指摘されているように、RFIのあり方を見直す必要があると考えている。

具体的な検討方針として、従来の、業者との接触方法の透明性確保に重点を置いたRFI規程から、調達単位や、委員にご指摘いただいた期限の問題も含め、我々が考えている事業内容が業者側から見て実現可能なもののかどうかということについて意見をいただくことにも重点を置くよう変更していく。

また、業者からの情報提供を待つ従来のやり方ではなく、こちらから業者へアプローチをして、積極的に新規業者を発掘、また情報を得ていくために必要なノウハウや人材を育てていく。

規制を厳しくするだけでは、より良い事業者の参入の拡大は図れないと考えており、事業者が受託しやすい環境を整えるという観点から、複数年契約や、短期間だけ一つの届書入力を委託するのではなく、複数の届書入力を組み合わせて委託するといった包括的委託にも取り組んでいく。

- 一括か分割かについて、少し補足する。調査委員会の基本的な考え方とは、「管理の面から考えると、できれば一括の方が望ましい」である。故に、一括で受託できるところがあれば、そこに発注する。ただし、今回の事案を踏まえ、リスク分散の点から分割できるところがあれば分割するということで、検討が必要と整理している。

問題は、今まで入札公告を見て参加してくる業者だけを対象にしていることがある。世間には技術力が高い業者が多く存在しており、機構側がもっと情報を持って、入札に臨むべきだと提言があった。このため、調達企画セクションを設置し、目利きとなる人材の育成することを進めている一方、外部人材の登用も検討している。

調査に関する質問については、全ての契約において特別監査を行い、再委託している事案が1件だけ判明した。この一連の調査で分かったことは、再委託をしているか否かを見抜くことは非常に難しいということである。判明した1件は、仙台広域事務センターでの契約であり、北海道にある本社に届書を運んで入力処理をすると運用仕様書に記載があった。そこで、その業者が通常使用している搬送業者の伝票を確認したところ、本社へ搬送していないことが分かり、再委託が判明した次第である。

このケースは稀であり、通常の調査の大部分は、ヒアリングに頼らざるを得ない。このことを考慮して、インハウスにしないと再委託を防ぐ方法はないと考えている。

○ 納期遅れが続いたり、誤入力率が高いなどのサインが複数あったわけだが、今後どのように委託業者の管理をしていくのか。

● 担当部署での管理が甘かったことは否めないが、事案検証を進めていく中で、定められていたルールに沿った管理を行っていなかつたのではなく、ルールが不完全であったことが今回の事態を招いた一因であるということもわかつってきた。このことは、業務改善命令でも指摘されており、7月末までに諸規程等を改正し、早急に調達ルールの見直しを行うこととしている。

また、当該委託業務は、複数の部門が関わっており、それぞれの部署が担当業務の工程のみを管理していた。つまり、事業の全工程を管理する仕組みがなかったため、履行能力がないことを見抜けなかつた原因の一つと考えている。業務全体のリスクを把握できる部署を設置する必要があるため、本部現業部門の見直しも含め今後検討していく。

○ 482件もの年金個人情報を取り扱う外部委託契約の管理体制をしっかりと行っていく上で、人員が増えずに固定されていることは、問題があるのでないかと感じた。

質問であるが、B・C等級まで範囲を拡大しなければならなかつた理由はあるのか。また、「本来等級の適用を原則化」とあるのは、例外があることが前提なのか。管理体制の強化や委託業者のサポートも必要であるが、機構が業務の正確性やサービスの質の向上を重視しているのであれば、厳格に運用していくべきではないのか。

● 等級拡大した理由は、中小企業の受注機会の拡大と、競争性を高めコスト縮減を図る、という観点からである。

委員のご指摘については、例外として参加資格の拡大を認める際は、事業担当部署の判断だけで拡大するのではなく、従来実績や履行期間などを踏まえ、参加資格の拡大が必要と認められる場合に、事業担当部署が、調達担当部署に申請して承認を受けるというルールを設定することを現在検討している。

- この案件については、今後もご報告いただきたい。

[議題③]

平成 29 年度業務実績報告書等

- 国年の納付率が上昇傾向であることについて、努力されていることがうかがえたが、一部免除している方の納付率が低いとの説明に関して、その対象者によって、納付へのアプローチは異なるのか。将来の所得保障に繋がるため、機構が進めている「公正な公権力行使」については、臆さずに行っていただきたい。
- 強制徴収の対象者の選定は、保険料免除の対象者以外で、保険料を長期間滞納している方の中から、所得状況と未納月数を組み合わせて行っている。その基準は、年々拡大をしており、平成 30 年度は控除後所得 300 万円以上未納月数 7 月以上とする。
やはり保険料納付をしていただくことが、制度の信頼性、公正性に関わるため、一部免除者の納付率向上も含め、我々の課題として、引き続き取り組んでいく。
- 一部免除対象者の納付率の低さは、その基準が適切かどうかという議論に繋がらないのか。
- 保険料一部免除は、本人から申請をいただき、所得情報の提供をうけて承認をしている。それにも関わらず、納付率が低いのは、本人が全額免除を希望していたのに、所得状況から半額免除になったなど、本来希望と相違してしまった場合があるのではないかと分析している。
- 制度の情報提供という観点から、年金委員は制度と個人をつなげる、身近に相談できる存在である。年金委員について、更なる広報と福祉との連携をお願いしたい。力を入れているとは思うが、一般的な認知はまだ低いと感じているためである。
- 年金委員への周知広報については、まだ不充分であると感じており、対策を検討しているところである。その一つとして、HP のリニューアルを進めており、そこで年金委員の活動状況、年金委員の職務内容をさらに周知していく予定である。都道府県への働きかけや年金委員に応募していただける方を増やすための仕組みを整備しているところである。

- 受給者であり、地域型年金委員の立場から意見を申し上げる。

私が活動している埼玉県では、年金委員会を設立し組織化したことで、個人としてではなく組織として、年金事務所と密に連絡をとりあい、年金委員の質の向上を図っているところである。

年金委員の活動は、年金事務所とタイアップし、収納対策や適用促進等の対策を、諸団体に対しセミナー等を開催し、周知することである。年金機構の業務は多岐にわたっているため、年金啓蒙活動については、おそらくなりがちなので、年金委員を積極的に活用し、運営することが望ましい。

そのためにも、全国約5,000人の年金委員の組織化が必要と考える。全国で年金委員会を設立している都道府県は埼玉を含め4県しかなく、地域型年金委員の多くは、個人活動しているのが現状である。

次にセミナーをどこにターゲットを絞って行うのかということを考えないといけない。

年金制度の普及、啓蒙のためには、年金委員の活動が重要なので、年度計画の柱として取り上げていただきたいと思う。
- 委員のご指摘とおり、年金委員を増やしていく必要性や組織化の必要性を感じている。

年金委員の活動を推進していくために、埼玉県や他の年金委員会の活動状況や、既に年金セミナーで活躍している年金委員の方々の状況を把握し、今後の年金委員活動方針を検討してゆきたい。
- 業務実績報告書の記載で、「年金相談、情報提供等」とあるが、「年金相談、年金教育等」の方が望ましいと思うので、ご検討いただきたい。
- 厚生年金収納状況についてであるが、事業主は納めていないが、従業員は給与から控除されているような場合、保険料納付がされているかどうかの確認を本人はどうのように確認できるのか。全国健康保険協会管掌の保険料も含まれており、手厚い対策を考えていきたいと考えている。
- 厚生年金制度に加入した場合は、事業主から保険料が納付されているかどうか問わず、被保険者として働いた期間は納付済期間としてカウントされる。そのため、我々はきちんと徴収しなければならないと認識し

ているが、事業主が保険料を納付しているかどうかを本人に通知する仕組みにはなっていない。

- 厚生年金適用促進に力をいれて、段階的に小規模法人への適用を促進していると聞いている。従って、収納率の目標達成については今後厳しくなっていくことが推測されるが、引き続き収納率を上げていただきたい。

このように実績をあげているからこそ、今回の外部委託の不祥事は非常に残念である。是非とも改善を図っていただきたい。

最後に、再生プロジェクトについての目標値設定は、3年間なのか。それとも単年度ごとになるのか。

- 再生プロジェクトは3年間の集中取組期間の施策として71項目を設定し実施しているが、それぞれの目的が達成されているかについて検証しながら、施策の見直しを行っていく。また、3年間の集中取組期間終了後の対策については、現在中期計画において検討中であり、今後ご意見を賜りたいと考えている。

(以上)